

第6日

令和8年3月2日（月）

午後1時零分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、5番仲山寛議員の質問を許可します。5番仲山寛議員。

（5番仲山 寛君登壇）

○5番（仲山 寛君） 皆様、こんにちは。5番議員、仲山寛でございます。公私ともお忙しい中、傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。また、インターネットを御覧の皆様、ありがとうございます。

まずは、3月末をもって退職される職員の皆様、長い間、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。心から感謝と敬意を表します。今後とも、お体に気をつけられて、今以上の御活躍を祈念いたします。頑張っていたきたいと思います。ありがとうございました。

さて、午前中、熊本議員と飯田議員が新庁舎になったの験を担ぐお話をされましたが、私もいろいろ考えましたけども、髪の毛をちょっと（笑声）切ってきましたので、身を切る改革で頑張っていきたいと思います。

今、身近な不安として、今日は大変雨が降ってうれしく思ってるんですけども、水不足が深刻化をしています。大変心配でなりません。

また、日本中では、昨年度に引き続き、不安定な世界情勢や円安、飼料・肥料・燃料の高騰が長期化しています。この物価上昇は、かれこれ4年も続いています。

私はいつもお米のお話をさせていただいていますが、昨年からお米の価格は倍増しております。高止まりの状態で、なかなか下がりません。5キロ2,000円だったお米が、4,000円台から下がっていません。値段が高くなるのは、農業者にとっては大変いいことだと思うのですが、市場が混乱しているのは避けなければと懸念をしています。今度も新しい政府は、米の生産調整をもっと力を入れてもらいたいと強く思います。

今回の質問は、鳥集院地区危険物倉庫の検証と農業問題について質問をさせていただきます。私たちは非常に重要課題と認識していますので、大変恐縮ですが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、質問席にて質問を継続いたします。

（5番仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） まずは、鳥集院工業団地隣接地に建設された危険物倉庫は、一昨年10月より操業されておりますが、その設備内容についてお答えください。

また、倉庫の拡張計画があると聞きましたが、現状についてお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 烏集院地区危険物倉庫の設備内容は、消防法の許可を受けた危険物屋内倉庫、延べ床面積約1,000平方メートルを2棟、屋外貯蔵所約1,000平方メートルを設置してあります。

拡張計画につきましては、もともと危険物屋内倉庫5棟を建設する計画となっているため、今後、計画どおりに3棟目、4棟目と建設していく可能性は考えられます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

現在の稼働状況を御説明ください。地域住民が最も懸念しているのは、協定書どおりの危険薬品が持ち込まれていないかの確認です。その状況をできるだけ詳しく御説明ください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 直近では2月25日に現地確認しましたところ、屋内倉庫につきましては、製品となっております化粧品を保管していることを確認いたしました。

屋外貯蔵施設につきましては、現在も稼働しておりません。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

次に、施設の運用に関して、新たに締結された協定書についてお尋ねいたします。

協定書の内容と持込み制限品目についてお伺いをいたします。

昨年9月のこの一般質問の場で、毒・劇物、高圧ガス、消防法危険物の持込み反対署名活動について質問をいたしました。その住民要望を受けて、朝倉市幹部の方が先方企業を訪問し、折衝を重ねた結果、危険薬品の持込み制限を織り込んだ新たな協定書の締結に至った経緯を前回質問させていただきました。その結果報告については、担当部局の御努力、御苦労に再度敬意を表したいと思っております。

そこで質問ですが、新たに締結された協定書による持込み制限の内容について、前回もお聞きしたかと思いますが、再度御説明をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 令和7年9月議会でもお答えしましたとおり、市と事業者で締結しました協定書は、朝倉地域コミュニティ協議会が地域の代表者として大きく関わっていただき、地域の代表者として了承された上で締結したことを申し上げます。

その主な内容は、取扱い可能な物品と取扱いを制限する特定の物品を記載し、もし制限されたものの解除を行おうとする場合は、地域住民に対し意見を伺うとともに、事業者が説明会を実施し、当該住民の意思を問うというものでございます。

また、取扱い可能な物品としまして、既に許可を受けている消防法に基づく危険物第4類引火性液体及び第5類自己反応性物質がございまして、また、必要な許認可を取得す

ば、第1類酸化性固体など他の危険物も取り扱うことができます。

制限品目につきましては、朝倉コミュニティ協議会の要望にほぼ応えた形で、毒物及び劇物取締法の規制対象となる毒物及び劇物、高圧ガス保安法の規制対象となります高圧ガス及び労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく化学物質による健康被害を防止するための指針対象物質に記載の物質などを取り扱わないこととなっております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

次に、令和7年7月31日に関係企業と朝倉市が締結したこの協定書によれば、特化則（特定化学物質障害予防規則）第2類に当たる危険物質であるトリレンジイソシアネートが取り扱われることになっています。その保管量は、屋外で最大で20トンのコンテナタンク192本が想定されています。

トリレンジイソシアネートは、第1次対戦において毒ガス兵器として使用されたホスゲンを原料に製造され、昨年の大牟田の化学工場での事故の際、トリレンジイソシアネートの製造過程で複数回漏えいし、その際の救急対応もままならず、住民への多大な被害を与えたものとされています。

トリレンジイソシアネートの管理濃度は0.005 p p mであり、ドラム缶1本に換算すると1ミリリットルがその対象となります。また、取扱いのときの作業手順、施設内の補水槽の設置など、厚労省が示す職場のあんぜんサイト等、関係資料を確認すれば、その危険性は一目瞭然であります。

当然、保管が大きく露見したときの風評被害、漏えい事故時の被害は、朝倉地域の産業はもとより、生活環境に壊滅的な打撃を与えることになるのは容易に想像できることです。

このトリレンジイソシアネートについて、市としての見解と烏集院倉庫への保管について、詳細が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） トリレンジイソシアネートは、自動車座席、マットレスなどのウレタンフォームや塗料、断熱材などとして利用されますポリウレタンの原料として広く使用される化学物質です。

議員が言われるとおり、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康被害を防止するために定められました特定化学物質障害予防規則、いわゆる特化則の第2類に分類された物質でございます。

烏集院倉庫は一時的に保管する施設・倉庫でありまして、取扱品の入出庫・保管等がその業務内容であります。製造や加工を行う施設、化学工場ではないため、詰め替え作業などはもちろん、バルブの開閉自体も行わないため、漏えい等の可能性は極めて低いと考えられます。

また、先ほどもお答えしましたが、2月25日に現地確認をいたしまして、現在も屋外貯

蔵施設は稼働しておらず、トリレンジイソシアネートの保管は行われておりません。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ありがとうございます。

このトリレンジイソシアネートの取扱いについて、危険性や安全対策等、施設の安全や事故防止対策について、何か消防署からの情報共有はありましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 消防本部からは、トリレンジイソシアネートの危険有害性などにつきまして、製品安全データシートによります情報提供をいただいております。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） このトリレンジイソシアネートの取扱いについて、危険性に対する認識を、再度、消防署と事故時の対応や近隣住民の避難時対応等を共有していただきたいと思いますが、市としての見解をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 消防署消防本部とは今後も情報共有を行い、防災交通課と共に連携してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） よろしく願いをしたいと思います。

現在の対象となる単品の危険物取扱い、保管物品の状況について御提示いただき、その所感をお聞かせいただきたいと思います。

なお、保管物品の種類、数量の変更による届出は事業所に義務づけられており、消防機関より情報提供において、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、甘木・朝倉消防本部が令和 7 年 2 月 5 日付で発出した朝倉市入地中町区長宛てによる請求による開示に対応が明示されています。このことについて、消防機関との情報共有が必要不可欠であると考えられます。市としての見解をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 市としましても、定期的に消防本部と連絡を取りまして、その情報収集に努めたいと考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 次に、協定書にある N, N-ジメチルホルムアミドは、取扱い対象外、持込み禁止薬品と規定されていますが、最新の保管物品リストには減量され上がっていることが消防署開示公開で判明いたしております。このことについて、相手企業への働きかけを要望していただきたいと思います。市としての見解をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 事業者に改めて確認しましたところ、協定書を遵守し、N, N-ジメチルホルムアミドは取り扱わないという回答を得ております。誤解を招かないよう、消防本部に提出されております保管予定物品リストからN, N-ジメチルホルムアミドを削除するよう要請していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ありがとうございます。必ず削除していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

屋外貯蔵所にリチウムイオン電解液が貯蔵されています。協定書には入っていませんが、調べたところ、このリチウムイオン電解液は、何らかの形で事故発生時の火災で、水をかけるとフッ化水素酸が発生する危険薬品であります。フッ化水素酸については、前回までの質問で説明しておりますとおり、大変な危険な物質であります。行政はこのことについて十分に認識をしていただき、消防署と情報共有をしていただきたいと強く要望いたします。

このことについては、今後のことですので、回答は要りません。その代わり、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、近隣住民等に対する安全環境対策についてお尋ねいたします。

まずは、水質検査等の実施についてお伺いいたします。

これまでの経緯として、関係地区等とは、烏集院工業団地造成の際、また団地内の企業進出に当たって水質検査実施の覚書が取り交わされ、その実施には現在までに至っていません。

前回もお話しさせていただきましたが、今回はこの比とせずに、検査項目の中に特化則に係る保管物品は必ず入れる等、流出域地下水脈と想定される相当箇所への検討、回数の増加、報告体制またはその検討等を踏まえ確実に実施されるべきと考えています。市としての見解をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 現在、烏集院工業団地に関する水質検査につきましては、調整池を年2回、調整池からの放流先下流域におきましては、民家の地下水検査を年2軒ずつ実施しております。今後も水質検査は継続していくところでございます。

また、毎年の検査結果につきましては、検査結果表の写しを添えて、烏集院工業団地近隣の区会長の方へお知らせをしておるところでございます。

水質検査箇所や回数等につきましては、入地中町自治会と現在協議をしております環境保全協定等も踏まえて、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 先ほど言われました入地中町地区と十分に検討されて、納得のい

く回答をお願いをしたいと思います。

次に、直接排水防止に係る会社側への働きかけについてお伺いをいたします。

屋外施設からの直接排水、屋外の小規模貯水槽からの災害時等のオーバーフロー等による施設外流出の危険性が危惧される現状にある中で、特に特化則に係る物品の事故流出等を想定し、施設内に補水槽を設置するよう促すべきだと考えます。

企業への働きかけはできないでしょうか。市としての見解をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 当該倉庫につきましては、油水分離槽やためますが敷地内に設置されております。事業者に対します法令以上の施設設置についての働きかけを市から行うことは、根拠となる法令等もなく、困難ではありますが、事業者には地元から1次貯留施設設置の要望があることを伝え、市からも設置の要請を行っている状況でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よろしくお伺いしたいと思います。

次に、排水の農地、水路、河川等への直接流入防止についてお伺いをいたします。

前回も指摘しましたが、入庫口方向から市道を経て荷原側方面、入地中町方面水路へ自然流下・流出する状況は何らかの改善策が必要だと考えますが、市としての見解をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 事業所の出入口前面の市道の雨水排水対策につきましては、これまで工業団地周辺の調査・測量を行いまして、多方面から複数の対策案を比較検討した結果、ようやく市としての方針を取りまとめたところでございまして、今現在、地元関係者へ提示できるよう、関係機関等との調整を行ってるところでございます。

今後、地元関係者と協議を進めまして合意を得たいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。地元の方たちと十分にお話をしていたきたいと考えておりますので、その点はよろしくお願いいたします。

次に、豪雨時等の排水水路からの農地への流入防止についてお伺いいたします。

豪雨時等、施設からの膨大な排水量、特に豪雨時等の排水経路におけるオーバーフローによる当該地区水田への流水対策を行うべきだと考えますが、市としての見解をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 当該施設からの排水は、烏集院工業団地内の水路を經由して調整池へ流過されます。水路については当該施設敷地分も含めた流量計算の上で設計

をされております。しかしながら、もし頻繁に水路がオーバーフローする状況であれば、その原因の調査は必要だと考えております。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 次に、工業団地内の調整池の状況調査と改善についてお伺いいたします。

前回もお話しさせていただきましたが、直接排水されたものは、最終的には工業団地内の調整池に保水され、地下浸透し、生活並びに農業用水として利用されていきますが、周辺井戸との関連、位置とか水位、利用状況も含め徹底調査を実施し、改善すべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 烏集院工業団地内の調整池の状況につきまして、昨年 7 月下旬に可能な限り水を抜き、職員で土砂の堆積状況の確認を行ったところ、10センチから15センチメートル程度の土砂堆積が確認されました。また遮水シートののり面部分には経年劣化は見受けられますが、その下にゴムマットを敷いておりまして、ゴムマットの状態は良好であると判断をしております。水面下につきましては確認できませんでしたが、シートが持ち上げられている箇所があり、その部分に変化がなかったため、空気は漏れ出していないと考えられます。

調整池の状況については以上でございますが、工業団地造成時から年数が経っているため、状況を確認しながら必要な今後の対応を検討したいと考えております。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） よろしくお願いをしたいと思います。

次に、事故時の緊急対応、避難時対応と補償対応についてお伺いをいたします。

事故はいつ何どき起きるか分かりません。緊急対応、避難時対応はどのように考えていますか、お聞かせください。

また、事故時の補償問題については、事前の協定内容の設定が必要ではないかと考えます。行政が責任を持って早期対応を行い、徹底して会社側と交渉していくなど、住民が路頭に迷うことなく方向づけができるよう、しっかりと事前対策、協定等の取り交わしなどを講じておくべきだと考えますが、市としての見解をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 防災交通課長。

○防災交通課長（古賀 守君） 大規模な災害等が懸念される工場や事業所につきましては、事前に消防署が被害を最小限にとどめるために必要な警防計画を作成しております。有事の際は、その警防計画に基づき消防署は活動し、並行して周辺住民への安全対策を図ることになります。市は地域防災計画の第 5 編、大規模事故等応急対策計画に基づきまして、消防署と情報共有を図り、消防団と連携し、住民避難広報活動や避難指示、車両誘導等対応など、応急対策を行うこととしております。

具体的には避難所を開設し、周辺地区の住民に避難の呼びかけ、誘導等の対応を行うことが想定されます。

なお、市地域防災計画第2編、災害予防計画におきましては、県は毒物、劇物による被害を防止するため、毒劇物営業者及び業務上使用する者に対しまして、製造や販売などあらゆる段階において規制、指導を行い、災害予防策を講じることとなっております。以上です。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 補償の件でございます。フッ化水素酸などの毒物及び劇物又は高圧ガスは、協定書により取り扱わないこととなったため、重大な事故の発生は免れたとは思われますが、万が一事業者を原因とする損害が発生した場合には、原因者である事業者が当然補償すべきでございます。市としましては朝倉地域コミュニティや入地中町自治会とともに会社側に補償を求めていく考えでございます。まずもって事故が発生しないよう、当該事業者に対しまして安全対策の徹底を促すとともに、事故が発生した場合には迅速で適切な対応をするよう要請していく考えでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 昨日、防火訓練が各地域であったかと思っております。朝倉の危険物倉庫を対象とした防火訓練等も今後の対象として、要するに化学品を取り扱う防火訓練等の実施をしていただきたいと強く要望をいたします。回答は要りません。

次に、地域住民の安全安心に向けて行政への考えをお尋ねいたします。

当該、近隣住民等による環境保全に係る要望、特に安全事故保障等の協定書等の締結要請が提出されたと思いますが、そのことについて伺いいたします。現状、入地中町自治会より、市との環境保全協定書の締結が求められているようですが、その対応状況はどのようなになっているのか、事故時、直接的な被害が想定される住民の不安は共存の意味からも徹底的に解消される方向を目指すべきだと考えます。お答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 環境保全協定書についての対応状況についてお答えいたします。

昨年末に入地中町自治会へ市の素案を提示いたしまして、その素案に対する入地中町自治会の修正案が1月26日に市に提出されたため、現在、内容を検討しておるところでございます。行政機関としての権限や行政指導を行う法的根拠も必要であるため、市としてできることには限界があり苦慮しているところではございますが、住民の不安が少しでも解消されるよう検討しておるところでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） なかなか難しいとは思いますが、住民と膝を交えながら検討を今後やっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。



この問題の最後に市長にお聞きします。住民の安全安心についての市長の見解をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） 地域住民が生活をしていく上で、安全と安心が何より大切であると考えております。地域振興と地域の安全安心との両立、共存共栄が図られるよう努力をしていきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ありがとうございました。

次の項目に行きたいと思っております。朝倉市の農業行政施策についてお伺いいたします。

朝倉市の農業の現状についてお尋ねをいたします。

米、麦、大豆の状況と対策について。米、麦、大豆の作付状況について、令和7年産の状況を教えてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） まず令和7年産の米について御説明いたします。

昨今の米価高騰の影響もあり、水稻の作付面積は6年産と比較しまして53.7ヘクタール増の1,746.7ヘクタールとなりました。また、今期におきましては一部で夏場の高温障害も見受けられましたが、台風の影響がなく天候が総じて良好であったことに加え、病害中の発生も少なかったことから、一反当たりの収量は平年並となりました。

大豆につきましては、8月の大雨で大豆圃場が冠水したところもあり生育が心配されましたが、大きな被害には至りませんでした。また高温の影響で粒の肥大が平年よりやや劣っていたものの、適期播種により平年並の生産量が確保できました。

7年産の麦につきましては、6年産において管理作業時に雨が続いた影響と刈り取り直前の湿害や倒伏で大幅に収量が減ったことを踏まえ、今期は土づくりや排水対策等の徹底を行いました。刈り取り前の雨で倒伏した圃場も見られましたが、病害中の発生も少なく順調に生育したことで収量と品質ともに平年並となりました。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ありがとうございました。

令和6年からの米の価格高騰の状況とその原因について、皆さん、御存じかと思っておりますけれども、再度教えていただきたいと思います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 令和6年からの米の価格高騰は、複数の要因が複合的に絡み合って発生したと言われております。供給面から見ますと、令和5年産米が天候不順により収穫量、品質ともに低下したこと、また長年にわたる生産調整政策、いわゆる減反政策が実施されてきたことで、予想される需要量のぎりぎりしか生産が行われてこなかったことなどがあります。

一方、需要面から見ますと、コロナ収束に伴いインバウンド需要が回復し、外食産業やホテル等での米の消費が拡大したことなどがあります。これらの需要と供給のバランスが崩れた結果、市場の在庫量が減り、米の価格が高騰したと言われております。令和7年産米が市場に出回ったものの、集荷業者、卸売業者が新米を確保するため早期の高値契約をしていたことも要因の一つとなり、高止まりの状態が継続しているとみられております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

J Aによる令和7年産米の概算金の状況について、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） J A築前あさくらに確認しましたところ、令和7年産米の米の概算金は、カントリー集荷、1等米で60キログラム、夢つくし2万7,000円、元気つくし2万7,000円、ヒノヒカリ2万6,040円とのことでございます。夢つくしでみますと、令和6年産と比較しまして8,400円、令和5年産と比較しまして1万4,880円の増額となっております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 今おっしゃったとおり、非常に差が高くなっておりますけれども、米増産に向けてこのことがチャンスと捉えて市独自の施策を考える場合、他の機関と共同で実施できることはないのか、お伺いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 国も米不足、価格高騰などいわゆる令和の米騒動を受けまして米の価格安定のために、短期的な対応として備蓄米を放出しつつ、中長期的には生産調整からの脱却と増産へのシフトを目指していましたが、昨年10月以降、米政策は増産から減産へと転換されました。従来の行政指導型ではなく市場需要、輸出見通し、備蓄政策まで含めた戦略的生産調整として位置づけようとする需要に応じた生産を明確化する方向性が示されております。

いずれにしても、米価高騰は水稻作付拡大を通じて農家の経営を改善するチャンスであるものの、それが成功するためには単に作付面積を増やすだけではなく、生産コストの削減、スマート農業の導入、そして市場の動向を見極めた戦略的な経営が不可欠です。

また、現在の米の高値がいつまで続くかは不透明であり、価格が下落した場合は生産拡大した分が過剰在庫となり得るリスクもございます。米価高騰を一時的な好機と捉えるだけではなく持続可能な農業経営を確立するための転機として活用するため国の動向に注視してJ Aや普及指導センターとも連携して対応していきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） リスクを減らすためには、市場の動向を見極めた経営の対策を取

らなければいけないと自分は考えております。このことを十分に考えて、今、チャンスであれば、このリスクに対しての取り外したときの対策とか、そういうのを関係機関と、もうちょっと親密に議論していただければ、何らかの形で米の生産が朝倉市では非常にうまくなるのではないかと自分では考えていますので、そのことを頭の中に少し入れていっておいていただきたいと考えております。

次に行きます。果樹、野菜の状況についてお伺いいたします。

令和7年8月は大雨によってネギの野菜の被害が大きかったとお聞きしています。被害状況をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 令和7年8月の大雨に伴う農作物の被害につきましては、水稻では杷木、松末の改良復旧農地ほかでも土砂流入やのり面崩壊の被害を受け、果樹につきましては晩生種の桃の落下などが見受けられました。その中でも特に被害が大きかったのが野菜でございました。ネギが、圃場の排水が追いつかず冠水し、倒伏被害による出荷減となりました。そのほかハウスにおきましてもパイプや制御盤ポンプ等が被害を受けました。農作物の被害額は総額約1億2,400万円で、そのうちネギが1億2,000万円ほどと大部分を占める状況でございました。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） この被害を受けた農作物等に対して支援策はあったのか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 農業者の事業継続、再開に向けた種苗、資材の購入経費や被災したハウス施設、農業用機械の再取得等に対しまして、国・県による支援事業が創出をされました。ネギや紅たで、ハウレンソウ等の種苗、資材の補助申請がネギを中心に66農家から事業費約6,300万円に対しまして補助金額約2,800万円、農業用機械、施設の再取得等につきましては8農家から事業費約770万円に対して補助金額約380万円の規模となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

次に、果樹野菜について。令和7年産の状況を教えてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 令和7年産の主な果樹、野菜について御説明いたします。

まず、梨につきましては、開花から収穫まで天候に恵まれ、着花量が多かったことや梅雨明けが例年より、早く高温乾燥が続いたため小玉傾向となったものの、全体的に糖度は高く高品質に仕上がりました。

柿については、秋王は晴天の日が多く9月下旬に適度な雨が続き、十分に日照量と水分

量を確保できたことから生育が順調に推移したこと、カメムシ類などの発生が例年に比べ少なかったこともあり、高品質に仕上がりました。

アスパラガスは、春芽アスパラガスでは12月が温暖な季候となった影響で出荷開始が遅れたものの甘みが強く、良質な仕上がりとなっております。なお、JAアスパラガス部会では2025年産の販売金額が部会初となる2億円を突破するなど、大きな成長を遂げている作物となっております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

朝倉産の果樹、野菜の販売促進のための市の取組をお伺いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 市には指定管理者制度で運営します直売所としまして、ファームステーションバサロと三連水車の里あさくらがございますが、両施設とも年間40万人を超えるレジ客数となっており、1年を通して朝倉産の旬の野菜や果物が豊富に出荷をされております。両施設とも様々なイベント等を実施しておりまして、今年度は6月から7月にかけて両施設で買物をした方に抽選で特産品が当たるレシートで当たるキャンペーンを合同で実施いたしました。両施設のホームページやSNSでの情報発信に加え、市報や公式LINEでも情報を発信することで、両施設の来館者数増を図ることが、市の農産物等の魅力をアピールすることになると考えております。

また、県庁のロビー店や商業施設への出張販売など、人の集まる場所でのPR活動やマスコミへの情報提供などを通して販売促進につなげていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 私たち行政側として、またJA側として、やっぱり売ってやることが大事なことだと思っています。売ること、農家の方の代わりとなって、いろんなところで売って売って売りまくると、そういうことをやっぱりやっていかなければ、販売促進にはつながっていかないと思いますので、先ほどおっしゃいました出張販売、こういうのをもっともっといろんな機関と協力してやっていていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、朝倉市農業の今後の課題と対策についてお伺いいたします。

農業を支える担い手として、営農集団や農事組合法人がありますが、現在市内にいくつかの営農集団等が存在するかをお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 令和7年度では、市内には集落営農集団や営農組合などが20組織と、集落営農を法人化した農事組合法人10法人を含む47の農地所有適格法人が営農されている状況でございます。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） この営農集団等が米、麦等を中心に営農する中で、課題等があれば何が考えられるかお伺いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 昨年末に公表されました2025年農林業センサス速報値によりますと、自作農業を主な仕事とします基幹的農業従事者は102万1,000人で、前回調査と比べ25.1%、34万2,000人減少しております。減少率は比較可能な1985年以降で過去最大となっております。

このように、全国的に見ても離農や廃業が加速しており、市内でも後継者不足が一番の課題であると考えております。営農集団内でも高齢化が進む中で、役員や中心的な役割を担う後継者が見つからないことで、組織自体の存続が危ぶまれることにもなります。

また、特に営農集団においては、個別の農家では難しい規模拡大や機械の共同利用が可能になる一方で、将来の機械導入や設備投資に必要な資金を確保しにくいということが考えられます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 34万2,000人減少と。このことを私たちは重く考えていかなければいけないのかなとつくづく思っております。

次に、農業者の平均年齢は70歳以上であることを喫緊の課題とし、担い手としての農業法人を増やしていくことや、関係機関と連携していくことが大事であると考えられます。米、麦については、各営農集団や農業法人の存続が今後の要と考えられますが、営農集団の高齢化が進み、存続が難しくなっています。今後、農家の高齢化、後継者不足、担い手不足が進めば、朝倉市の農業が立ち行かなくなる懸念があります。何か対策はあるのか、お伺いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の一部改正が施行され、10年後の地域農業の在り方と耕作者を明瞭化しました目標地図を定める地域計画を令和7年3月に策定いたしました。また、昨年8月には農地未来設計相談会を初めて開催し、地図を見ながら今後の農地利用についての情報を収集し、後継者未定農地の効率的な利用につなげる取組を行っております。こういった話し合いを継続して行うことで、地域農業を守ることへの意識の情勢を図り、農地の集約化等を行いながら、地域農業を維持・発展していく取組につなげていきたいと考えております。

担い手不足につきましては、新規就農者の確保・育成も重要であると考えております。新規就農者の確保に係る取組としまして、関係機関である朝倉普及指導センターやJ A筑前あさくらと連携した新規就農相談の体制を構築し、随時就農相談を受け付けております。

また、J A筑前あさくらと連携し、栽培技術や経営管理など、1年を通じたカリキュラ

ムの研修を実施しており、研修を終了し就農する新規就農者には、市の単独事業として就農後、すぐに必要となる経費に対する補助金、朝倉市新規就農者営農支援補助金を行っております。

また、国の事業では、新規就農者の経営確立を支援するための資金の補助、経営開始資金や、就農時の機械施設等の導入のための経費の補助、経営発展支援事業を行っており、相談から就農後の補助まで、関係機関と連携しながら支援を行っております。

昨年度からは、朝倉市の移住定住を検討する人が朝倉市のお試し居住をした際に、希望者には、朝倉グリーンツーリズム協議会の協力で農業体験をしてもらう事業を行っております。朝倉市への移住定住と農業へ関心が高まり、将来の就農につながることを期待しております。今後も関係機関と連携しながら、将来の担い手の確保に努めたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。やはり、いろんなことを取り組んでいくことが大事だと自分でも思っております。

先ほどもお話ししましたが、農業者の平均年齢は70歳以上であることを喫緊の課題として、担い手としての農業法人を増やしていくこと、また、関係機関と連携していくことが大事であると考えています。米、麦については、先ほどから議論しているとおり、各営農集団や農業法人の存続維持が今後も喫緊の課題と考えられます。営農集団等も高齢化が非常に進み、存続が難しくなっています。このことを十分に認識し、今後、農業者と膝を交えて向き合いながら、農業施策を進めていっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 5番仲山寛議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後2時5分から再開します。

午後1時53分休憩